

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	令和3年3月16日（火）午後1時22分～午後1時52分
開 催 場 所	301会議室
出 席 者	出席者：市長職務代理者総務部長、教育長、企画財政部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、議会事務局長、会計管理者 説明員：企画政策課長、行政経営課長
議 題	1 武蔵村山市第五次長期総合計画（案）について 2 ③実施計画（案）について 3 武蔵村山市第七次行政改革大綱（案）について 4 武蔵村山市第五次情報化基本計画（案）について 5 その他
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題1：原案のとおり決定する。 議題2：原案のとおり決定する。 議題3：原案のとおり決定する。 議題4：原案のとおり決定する。 議題5：特になし。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）  （発言者） ○印=構成員 ●印=説明員	議題1 武蔵村山市第五次長期総合計画（案）について （企画財政部長説明） 武蔵村山市第五次長期総合計画については、3月11日に総務文教委員会において審査いただき、3月12日の本会議で基本構想について議決をいただいたので、前期基本計画と合わせて、武蔵村山市第五次長期総合計画として策定するものである。 具体的な内容については、企画政策課長から説明申し上げる。  （企画政策課長説明） 武蔵村山市第五次長期総合計画（案）について説明 —説明省略—  （質疑等） 特になし。  （結 論） 原案のとおり決定する。

議題 2 ③実施計画（案）について

（企画財政部長説明）

③実施計画については、令和2年12月に暫定版を策定したが、議題1で、「第五次長期総合計画」の決定をいただいたことから、確定版として策定するものである。

具体的な内容については、企画政策課長から説明申し上げる。

（企画政策課長説明）

③実施計画（案）について説明

—説明省略—

（質疑等）

特になし。

（結 論）

原案のとおり決定する。

議題 3 武蔵村山市第七次行政改革大綱（案）について

（企画財政部長説明）

本大綱の策定経過について説明する。

令和2年12月10日開催の行政改革本部会議で、武蔵村山市第七次行政改革大綱（素案）について決定いただいた後、令和2年12月15日から令和3年1月14日まで、パブリックコメントを実施したが、市民からの意見等は特になかった。

その結果を踏まえ、第七次行政改革大綱（原案）を作成し、本年2月に議会への説明を行う予定だったが実施しなかったため、（原案）を（案）とした。

第七次行政改革大綱（原案）から修正した点については、行政経営課長から説明申し上げる。

（行政経営課長説明）

武蔵村山市第七次行政改革大綱（案）について説明

—説明省略—

（質疑等）

特になし。

（結 論）

原案のとおり決定する。

#### 議題 4 武蔵村山市第五次情報化基本計画（案）について

（企画財政部長説明）

本計画の策定趣旨と策定経過について説明する。

情報化基本計画は、長期総合計画の個別計画として、本市の情報化施策の方向性を示す計画である。

現行の第四次情報化基本計画が本年度末をもって満了となることから、これに引き続く計画として、令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間とする「第五次情報化基本計画」として策定するものである。

計画の策定に当たっては、市民千人を対象とした市民アンケート調査を実施したほか、現行の第四次情報化基本計画に掲げる施策等の達成状況や課題等を明らかにするため、庁内アンケート調査、庁内ヒアリング調査等を実施した。

これらの結果を踏まえて取りまとめた計画素案について、各課に内容確認を行い、情報化推進委員会において決定した後、2月25日に調整会議に諮った。

なお、2月1日から3月2日までパブリックコメントを実施したが意見はなかった。

具体的な内容については、行政経営課長から説明申し上げる。

（行政経営課長説明）

武蔵村山市第五次情報化基本計画（案）について説明

—説明省略—

（質疑等）

- 42ページ「②標準準拠システムへの移行」の事業概要で、「市の現行の基幹系システムは令和7年度までの契約となっており…」と記載があるが、スケジュールを見ると令和7年度から実施となっている。これは1年前倒しで実施するということか。
- 令和7年度の途中で標準準拠システムに移行する予定であるため、検討を令和6年度までとし、令和7年度の途中から実施するということである。

（結 論）

原案のとおり決定する。

